

盛岡市立山王小学校『いじめ防止基本方針』

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係で済む児童はいない。」という基本認識に立ち、全ての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に発揮することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より】

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- (2) いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- (3) いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること
- (4) いじめ問題は家庭教育の在り方に大きく関わる問題であること
- (5) 関係者が一体となって取り組むことが必要であること

4 いじめの認知

被害児童から「いじめられている」と訴えがあった場合は、軽微なものであっても、いじめと認知する。また、当該児童からの訴えがなくても、周りから見て疑わしいと判断した場合もいじめと認知する。

Ⅱ いじめの未然防止のための取り組み

1 教職員による指導について

(1) わかる授業づくり

～全ての児童が参加・活躍できる授業を～

- ①基礎的・基本的事項の徹底習得
- ②算数科において，子どもが考え，表現する算数的活動に取り組み，学ぶ喜びを実感できる授業の構築
- ③お互いの意見を交流し合うことで，違う価値観を共有できる場面設定

(2) 学習規律の徹底

- ①場に合った言葉遣い
- ②5分前行動
- ③正しい姿勢
- ④発表の仕方，聞き方

(3) 学級集団づくり

- ①話し合い活動，学級会活動の充実
- ②一人一人の役割が明確になった係活動や当番活動
- ③絆づくりを意識した学級活動

(4) 体験活動の充実

- ①日常的な縦割り班活動（異学年交流）
- ②体系的・計画的な実施
例：緑の活動，学校林を育てる会，稲作体験，岩山探索，等

(5) 児童会行事や特別活動等の充実

- ①学校行事への主体的な参加
- ②委員会活動やクラブ活動の充実

(6) 人権教育やキャリア教育，道徳教育の推進

- ①一人一人のよさや違いを認め合える学習
- ②自己有用感を認識できる学習
- ③人としての生き方，望ましい姿をあらゆる教育活動の中で子ども達に意識付ける言葉かけ

2 児童に培う力とその取り組み

- (1) いじめは絶対に許されないという認識をもたせる。
- (2) 一人一人が輝かしい個性をもつという認識をもたせ，集団の中で生かされているという充足感を得られる活動を組織する。
- (3) 発せられた言葉に対する一人一人の受け止め方は絶対に違うという認識をもたせ，

言葉のもつある種の暴力性に気付かせる。

- (4) 「あなた」はかけがえのない、代わりのきかない存在であるという認識をもたせ、思いやりの心を育てる。
- (5) 一人一人にはかけがえのない家族が存在するという認識をもたせ、発した言葉には本人及びその家族へ向けられている、という想像力を育てる。

3 いじめの防止等の対策のための組織

本校は、いじめ防止を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。しかし、はじめに組織ありきではなく、教職員一人一人が日々の児童観察に努めることこそ、いじめ防止の最前線であるという認識に立つ。

(1) 構成員

校長，副校長，教務主任，生徒指導主事，学年主任，養護教諭，特別支援コーディネーター等。状況によって臨機応変に対処・判断する。

(2) 取り組み内容

- ①いじめ防止基本計画の策定及び見直し
- ②いじめに関わる研修会の企画立案
- ③未然防止・早期発見の取り組み
- ④アンケート及び教育相談の実施と結果報告
- ⑤いじめ防止に関わる児童の主体的な活動の支援

4 児童の主体的な取り組み

- (1) いじめ廃絶へ向けての，行動宣言
- (2) いじめ防止の標語やポスター作成への取り組み
- (3) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会イベントの企画・運営
- (4) 児童会総会や毎月の代表委員会での話し合い
- (5) 人権啓発・いじめ撲滅等，各種イベントへの積極的な参加

5 家庭・地域との連携

- (1) いじめ防止基本方針を，校報に掲載する等して広報活動に努める。
- (2) PTAの各種会議や学級懇談会等で，いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取り組みについて，学級通信や学年通信を通して保護者に呼びかける。
- (4) いじめアンケートへの協力依頼を行う。

6 教職員研修

- (1) いじめ未然防止に向けた校内研修の実施
- (2) 教職員間の開かれた情報共有と児童理解の徹底
- (3) 毎月の職員会議での児童理解

Ⅲ いじめの早期発見のための取り組み

1 いじめの早期発見のために

(1) 好ましい人間関係の醸成

悩みをもつ児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。

(2) 朝、帰りの会や休み時間・授業中等の観察

- ①出席をとる時の表情や声
- ②健康観察や保健室などでの様子
- ③休み時間の交友関係の把握
- ④子どもたちが相談しやすい環境作り

(3) 日記ノートや連絡ノートの活用

- ①最低、一週間に一回は全員が日記を書き、担任がコメントを書く。
- ②連絡ノートや電話等で家庭との連携を図る。

(4) 教職員の情報共有

遊びやふざけ合い、けんかのように見えるいじめにも、事態を見聞きした教職員が自己判断することなく、その都度情報を共有して事態の客観的把握に努める。

(5) 地域・関係機関との連携

地域の方や児童センター・保育園等と情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

(1) 年2回、1学期と2学期にいじめアンケートを実施する。

2学期実施の際には保護者にもアンケートをとる。

(2) アンケートをとるだけでなく、担任が子ども一人一人と面談をして、心の内面の把握に努める。

3 相談窓口の紹介

いじめられている児童が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ち明けることによって、場合によってはいじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応については細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

本校におけるいじめの相談窓口を次の通りとする。

○日常のいじめ相談（児童及び保護者）・・・全教職員が対応

○スクールカウンセラーの活用・・・養護教諭・特別支援コーディネーター

- 地域からのいじめ相談窓口・・・副校長
- ネットを通じて行われるいじめ相談・・・学校または盛岡市東警察署
- *盛岡市の相談窓口・・・教育委員会 学校教育課 019-639-9045
- *24時間いじめ相談電話（県教委）・・・019-623-7830
- *もしもし教育相談室・・・岩手教育会館 0120-895-114
- *子ども人権110番・・・0120-007-110
- *チャイルドライン・・・0120-99-7777
- *盛岡いのちの電話・・・019-654-7575

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にす。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下全ての教職員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指

導とその保護者への助言を継続的に行う。

- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた児童の心を癒やすために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条に基づき、適切に児童に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等、当該集団で話し合いを行う等して、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶させるという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が、集団の一員としてお互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進めるよう、教職員全員で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、盛岡市教育委員会及び盛岡東警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有すると共に、被害の拡大を避けるため、盛岡市教育委員会と連携し、プロバイダ等に情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに盛岡東警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン・携帯電話・スマートフォン・ゲーム機・音楽プレーヤー・タブレット等、多岐にわたることから、日常的に家庭への啓発に努め、協力を求める。
- (4) 情報モラルの指導を全学年に位置づけ、発達段階に応じた適切な指導を行う。その際、道徳性・人間性を涵養することを最大のねらいとする。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法 第28条①】

2 重大事態の報告

- (1) 学校は，重大事態が発生した場合，速やかに学校の設置者（盛岡市教育委員会）に報告する。
- (2) 児童からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは，重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

盛岡市教育委員会の指導・支援のもと，以下の通り対処する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については，本校の「いじめ対策委員会」が中心となり，全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には，重大事態の性質に応じて，適切な専門家を加えるとともに，いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り，調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては，いじめの事実関係を可能な限り網羅し，明確にする。特に，客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を盛岡市教育委員会に報告する。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者に対し，調査によって明らかとなった事実関係について，経過報告を含め，適時・適切な方法により情報提供する。その際，関係者の個人情報に配慮する。
- (6) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで，保護者説明会等により，適時・適切に全ての保護者に説明するとともに，解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ，学校をあげて取り組む。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価に加え、適正に本校の取り組みを評価する。

- いじめの未然防止に関わる取り組みに関する事
- いじめの早期発見に関わる取り組みに関する事

VII その他

1 校務の効率化

- (1) 教職員が児童と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整える等、校務の効率化を図る。
- (2) 仕事に追われることで子ども達に向き合えなくなるのは本末転倒である。情報機器等のインフラを整備するように関係機関にはたらきかけ、教職員の事務負担等が少しでも軽減されるように取り組む。

2 地域や家庭との連携について

- (1) いじめ防止等に関わる方針及び取り組みについて、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。
- (2) 校報、通信を通じて、学校の様子を定期的に知らせる取り組みを行う。
- (3) 地区懇談会や学年懇談会、PTA 行事を通じて、子ども達の様子を交流する。
- (4) 大切な話題は電話ではなく、家庭を訪問し、保護者と顔を会わせて話すことを学校の基本方針とする。